

県議会

元役員2人告発へ

諫早入植 選定問題 百条委出頭を拒否

県議会は2日、地方自治法第100条に基づき調査特別委員会(百条委)に正当な理由がないのに証人出頭を拒否したとして、諫早湾干拓地に入植した

T・G・F(大村市)の元役員2人を告発する動議を連立会派などの賛成多数で可決した。

百条委は諫早農地入植者選定が公平公正だったかを調査するため設置。谷川弥一衆院議員の長男が社長を務めていた同社について調査を進めている。

元役員2人は谷川氏の長女と、谷川氏の長男の妻で金子原二郎参院議員の長女。百条委は2人に2度出頭を求めたが、2人は上申書を提出し「証言すべき

事実を持ち合わせていない」と拒否した。百条委は出頭拒否の理由にならないと判断。3度目の要請をしたが、回答期限の先月28日になっても、2人から意思表示がなかったという。同法は、出頭の請求を受けた選挙人が正当な理由なく議会に出頭しなかった場合「6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金」と定めている。

【阿部義正】

金子前知事娘らを 県議会刑事告発へ

百条委への出頭拒否で

前知事の金子原二郎参院議員と谷川弥一衆院議員の親族企業「T・G・F」が諫早湾干拓に入植した問題で、県議会は2日、調査特別委員会(百条委)の証人喚問を拒否した金子氏の娘(37)と谷川氏の娘(45)について、地方自治法に基づき刑事告発する議案を可決した。

同法は、正当な理由がないのに百条委への出頭や記録の提出、証言を拒んだ場合、告発しなければならぬと定めている。2人は入植時の同社役員で、百条委の出頭要請に対し、「入植に関する申請には何ら関与していない」などとする上申書を提出して拒んでいった。 県議会在が刑事告発を決めたことについて、2人は代理人の弁護士を通じて、「多数派が数の力で強行した不当な暴挙だ」とのコメントを出した。

元役員出頭拒否 告発動議を可決

諫早入植で県議会

県議会は2日の本会議で、百条委「諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会」(高比良元委員長、15人)が証人として出頭を求めたのに拒否したとして、農業生産法人「T・G・F」(大村市)の

前社長の妻(37)と姉(45)を地方自治法違反として告発する動議を賛成多数で可決した。二人は同法人の元役員。 二人の代理人弁護士は「議会の多数派が法手続きを無視し、数の力で強行した不当な暴挙。不当な告発が司法手続きで厳しく断罪されることは間違いないと確信している」とコメントした。

2012.3.3 朝日

■2女性告発動議を可決
国営諫早湾干拓事業で造成された農地が、谷川弥一衆院議員と金子原二郎参院議員の親族が取締役を務めていた農業生産法人の株式会社「T・G・F」（大村市）に貸し付けられた問題で、県議会は2日、同社取締役だった谷川氏の長女(45)と金子氏の長女(37)が県議会百条委員会への出頭を正当な理由なく拒否したとして、地方自治法違反で刑事告発する動議を賛成多数で可決した。2人は代理人を通じて「法を無視した不当な告発」とのコメントを出した。

2012.3.3 長崎

諫早入植問題 県議会百条委

証人出頭拒否 2人告発へ

国営諫早湾干拓事業の農地に金子原二郎前知事（現参院議員）と谷川弥一衆院議員の親族企業が入植していた問題で、県議会は2日の定例会本会議で、調査特別委員会（百条委）の証人尋問に対する出頭請求に応じなかった元役員2人を地方自治法違反容疑で告発する動議を賛成多数で可決した。

告発されるのは入植当時社長を務めていた谷川氏の長男の妻(37)と姉(45)。出頭請求に対し2人は「既に元社長らが証人尋問で証言した。関与していない」と拒んでいた。

百条委の高比良元・委員長は動議の提案理由を「正

当な理由がないにもかかわらず出頭を拒否した」と説明。賛成討論で末次精一議員（新生ながさき）は「真相究明のために元役員は証言は必要。堂々と身の潔白を主張すべきだ」と訴えた。これに対し下条文摩左議員（自民党眞民会議）は「（元役員には）出頭を拒否する正当な理由があった」と反対意見を述べた。採決は賛成24人、反対21人だった。元役員2人は「議会の多数派が法や手続きを無視し強行した暴挙。証人の人格を攻撃する侮辱的質問が繰り返されている」と百条委を批判するコメントを発表した。

（後藤敦）